

共 済 広 報

黒 潮

kyosaikoho kuroshio

2023

4

ご家族のみなさまもご覧ください

目次

令和5年度事業計画及び予算が決定しました	… 2
厚生年金保険被保険者の種別等について	… 9
退職等年金給付に係る給付算定基礎額残高通知書を送付します	… 9
ジェネリックにかえたらうコラム	…10
医療費通知書とコラボヘルスについて	…12
出産費・家族出産費の支給額変更について	…13
施設利用助成券が新しくなりました	…14
共済組合指定宿泊・健康増進施設について	…15
宿泊利用助成券はどこで使用できますか？	…15
標準報酬制【随時改定】について	…16
標準報酬制【育児休業等終了時改定】について	…17
組合員証・被扶養者証は大事です	…18
ライフプランセミナーを開催しました!!	…19
会話のツボを、磨きませんか？	…20
外に出るのが楽しい春のお弁当メニュー	…21
自動車等の購入には物資事業をご利用ください!	…22
共済組合の指定店でお買い物しませんか？	…24
貯金係からご案内	…26
4月に「貯金現在残高通知書」を送付します	…26
マイナンバーカードが健康保険証として利用できます!	…27



春の花は色とりどりで心も浮き立ちますね。
新年度を迎えることもあり、
4月は新しいことが始まることが多い月です。
新しいことが始まると言えば、お仕事も
大変な時期かもしれませんね。
まずは健康第一に乗り切りましょう。

さて、かえたらうによるジェネリック医薬品の
使用率アップのお願いもこの1年が大詰めです。

令和5年1月のジェネリック医薬品の使用割合はなんと **80.1%**。
初の80%台達成です。🎉
ちなみに令和4年10月は **78.18%** でした。

ジェネリック医薬品はお財布にやさしく、
医療費高騰もちょっと防ぐことができます。
医療費高騰は皆様の掛金にも影響します。
物価も上昇、掛金も上がる…。
上がるのはお給料と気分だけでいいと思うかえたらうでした。

令和5年度事業計画及び予算が決定しました

去る3月2日に開催された組合会において、令和5年度事業計画及び予算が議決されました。以下、その概要についてお知らせします。

○ 地方公共団体の数

市	町	村	一部事務組合等	合計
11	17	6	30	64

○ 組合員数及び被扶養者数（任意継続組合員を含む）

令和5年度末において、組合員数16,742人、被扶養者数10,679人を見込んでいます。

○ 財源率

標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金・負担金との割合

短期・保健

(単位：千分率)

区分 組合員種別		短期				保健	
		掛金	負担金	介護掛金	介護負担金	掛金	負担金
一般組合員	一般職	50.405 (1.865)	52.27	9.10	9.10	2.1	2.1
	特別職						
市町村長組合員							
特定消防組合員							
短期組合員							
船員一般組合員							
船員短期組合員		50.07	54.47	9.10	9.10	2.1	2.1
任意継続組合員		102.675 (1.865)	—	18.20	—	—	—

※ 掛金欄の()は、全国市町村職員共済組合連合会の行う財政調整事業(財政交付金)及び特別財政調整事業(特別調整交付金)に相当する率を合算したものです。

厚生年金保険・退職等年金・経過的長期

(単位：千分率)

区分 組合員種別		厚生年金保険		退職等年金		経過的長期
		組合員保険料	負担金	掛金	負担金	負担金
一般組合員	一般職	91.5	91.5	7.5	7.5	0.0990
	特別職					
市町村長組合員						
特定消防組合員						
短期組合員						
船員一般組合員						
船員短期組合員						

※厚生年金保険については、70歳未満の組合員

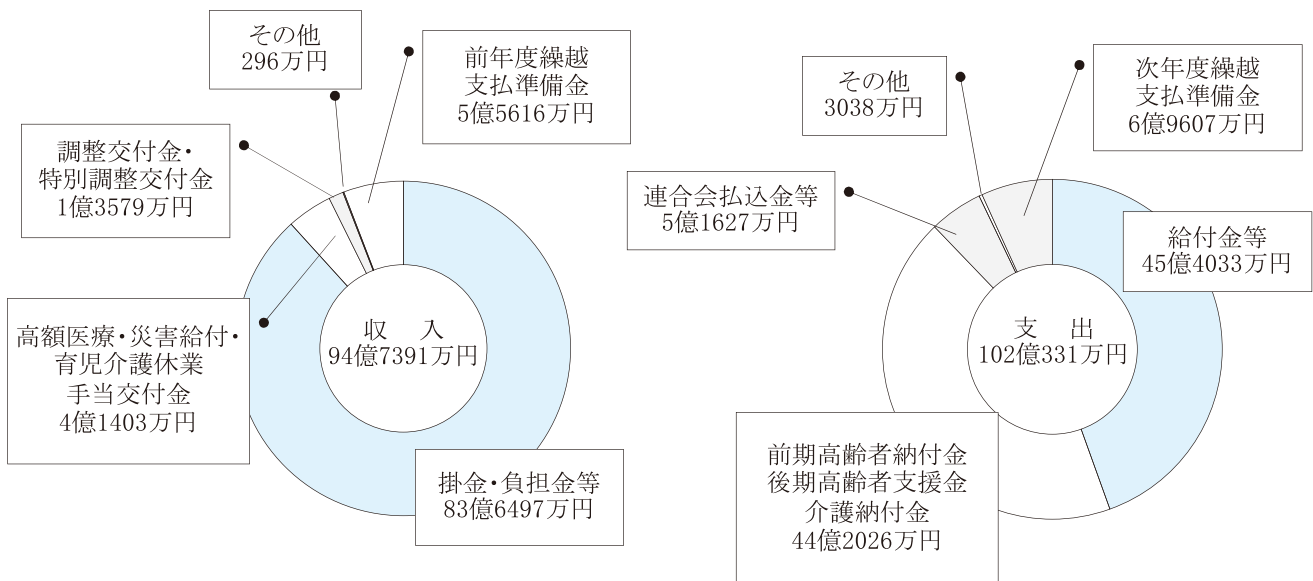
短期経理

この経理では、組合員及び被扶養者の公務によらない病気やケガ、出産、死亡または災害等に関する給付事業を行っており、組合員の掛金と地方公共団体の負担金の収入を財源とし、この事業が成り立っています。

令和3年度は病院受診の増加と思われる影響により診療報酬等が大幅な増加に転じ、3億4千万円程の損失となりました。令和4年度につきましても診療報酬等が高い水準で推移しておりますが、令和4年10月の短時間勤務職員の適用拡大に伴う収入も増加した結果、9千4百万円程の利益金となる見込みです。令和5年度につきましても、前期高齢者納付金等の高齢者医療への拠出金増加の影響により、7億6千万円程の損失を計上する予算となりました。

令和5年度につきましても、医療費増高対策としてのジェネリック医薬品促進事業や、前年度から開始した禁煙外来助成事業などの各種保健事業を行ってまいりますので、引き続き組合員及びご家族の皆様もご協力をいただきますようお願いいたします。

○ 収支状況



厚生年金保険経理

長期給付のうち、厚生年金相当部分の給付にかかる組合員保険料、負担金及び基礎年金拠出金の引取（いわゆる1・2階部分相当）についての経理です。当組合において組合員保険料、地方公共団体負担金を収納し、その全額を全国市町村職員共済組合連合会へ払い込みます。

退職等年金経理

旧3階部分（職域年金）の廃止に伴い創設された年金払い退職給付のための経理で、当組合において掛金・負担金を収納し、その全額を全国市町村職員共済組合連合会へ払い込みます。

経過的長期経理

長期給付のうち、平成27年9月以前決定の公務障害・公務遺族年金等にかかる地方公共団体負担金を当組合が収納し、その全額を全国市町村職員共済組合連合会へ払い込みます。

※財源率については2頁下段の表をご参照ください。

退職等年金預託金管理経理

全国市町村職員共済組合連合会が管理する退職等年金経理の余裕金の一部について、連合会から預託され、貸付経理への貸付等で運用を行っていく経理です。

運用益の利息及び配当金の全額を支払利息として連合会へ払い込みます。

○ 収支状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
利息及び配当金	4,915	支払利息	4,915

業務経理

この経理では、主に短期給付及び長期給付の事業を行うための事務費を負担しています。その費用については、地方公共団体の負担金（組合員1人当たり11,600円）、短期経理からの繰入金（組合員1人当たり1,535円）、連合会からの交付金（厚生年金保険・経過的長期分：組合員1人当たり4,417円、退職等年金分：組合員1人当たり546円）により負担されています。

○ 収支状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
負担金	134,371	事務費等	98,148
連合会交付金	56,669	事務費負担金払込金	59,514
利息及び配当金	4	その他	64,810
短期経理よりの繰入金	25,425		
その他	396		
計	216,865	計	222,472
本年度差引損益金			△ 5,607

保 健 経 理

この経理では、組合員と被扶養者の方の健康増進をはかり、医療や健康意識向上などに役立ててもらうための事業を行っており、その事業内容及び予算については下記のとおりです。

令和4年度から新規事業として喫煙者に向けた禁煙外来助成給付金事業を行ったり、従来の特定保健指導に加えてオンラインでの保健指導を実施しています。前年度から引き続いてジェネリック医薬品使用者へのインセンティブ事業等も行ってまいりますので、組合員・被扶養者の皆様にはより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

○ 事業の種類

(単位：千円)

項 目	事業計画額	概 要	
保 健 事 業	人 間 ド ッ ク	197,949	人間ドック補助（組合員・被扶養者）
	ガ ン 検 診	11,307	消化器・子宮・乳がん等検診補助
	生活習慣病検診	14,087	診察・血圧・尿・貧血・脂質・肝機能 腎機能・心電図・血糖・その他
	歯 科 検 診	3,349	
	予 防 接 種 助 成	9,819	インフルエンザ・日本脳炎の ワクチン代補助
	健 康 相 談 カウセリング*	908	メンタルヘルス電話相談
	そ の 他	601	妊婦検診補助（組合員・被扶養者）外
	小 計	238,020	
特 定 健 診 係	特定健康診査	1,814	
	特定保健指導	18,042	
	小 計	19,856	
保 養 関 係	施設利用助成	19,946	契約施設の利用助成
	小 計	19,946	
インセンティブ 関 係	健 康 特 典	689	保健指導終了者特典外
	小 計	689	
データヘルス 関 係	重 症 化 予 防	298	糖尿病性腎症重症化対策
	健 診 結 果 分 析	3,455	医療費・疾病・健診分析（健康年齢通知）
	小 計	3,753	
図 書 ・ 広 報 関 係	保健関係図書	140	医療統計資料
	広 報 外	1,120	共済広報外
	そ の 他	1,520	ジェネリック啓発事業外
	小 計	2,780	
講 座 関 係	健康セミナー	1,400	メンタルヘルスセミナー外
	ライフプランセミナー	300	退職者説明会資料外
	小 計	1,700	
そ の 他	13,956	レセプト審査外	
合 計	300,700		

宿 泊 経 理

組合員及びその家族の皆様のための施設『高知共済会館 COMMUNITY SQUARE』の運営を行っています。令和3年4月より株式会社CSMに会館運営を委託し利用者サービスの更なる向上を図っておりましたが、令和4年11月号の広報でもお知らせしましたとおり、今年度から直営に戻して運営しております。

組合員の皆様・ご家族の皆様には度重なる運営形態の変更でご迷惑をお掛け致しますが、今後ともご愛顧ご活用いただけますと幸いに存じます。

○ 利用計画

(単位：件・円)

部門	区分	1日当り		年間		備 考
		件数	金額	件数	金額	
宿 泊		52.7	210,615	18,850	75,400,000	組合員 7,540人
						その他 11,310人
						1人当り平均利用金額 4,000円
会 議		2.9	53,072	1,050	19,000,000	
朝 食		23.7	18,994	8,485	6,800,000	

(単位：件・円)

○ 施設収入の推移状況

(単位：千円)

	令和3年度	令和4年度推計	令和5年度推計
施設収入	83,946	123,092	110,020
対前年度増減	23,439	39,146	△ 13,072

貯 金 経 理

組合員から預け入れのあった大切な資金を安全かつ効率的に運用し、銀行などの一般の預貯金利息よりも有利な利率で組合員の皆様に還元することを目的とした事業を行っており、定期貯金が0.7%、積立貯金が0.75%の貯金年利率になっております。貯金事業の健全性を確保し、組合員の皆様への還元を第一とした事業運営となっておりますので、是非とも共済貯金をご利用いただきますようお願いいたします。

なお、昨年度末をもって貯金窓口業務が終了となり、すべての入出金手続きが金融機関を通じての振込及び送金に一本化されることとなり、各種書類は所属所を通じての提出になります。

○ 貯金の種類、支払利率及び現況

(単位：千円)

区 分 \ 種 類	定期貯金	積立貯金
貯 金 額	58,780,012	20,124,556
貯 金 者 数 (人)	3,430	3,920
貯金者1人当りの貯金額	17,137	5,134
組合員加入率 (%)	20.5	23.4
支 払 利 率 (%)	0.7	0.75

○ 運用の状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
利息及び配当金	823,575	支 払 利 息	554,116
翌年度に繰り越す利益剰余金		4,978,260	

○ 資産の構成割合

(単位：千円、%)

資 産 区 分		令 和 4 年 度 末		令 和 5 年 度 末	
		見 込 額	構成割合	推 計 額	構成割合
第 一 号 資 産	株 式 及 び 証 券 投 資 信 託	0	0.0000	0	0.0000
第 二 号 資 産	器 具 及 び 備 品	1,178	0.0014	550	0.0007
そ の 他	流 動 資 産	10,336,154	12.4109	10,314,438	12.2411
	金 銭 信 託	0	0.0000	0	0.0000
	貸 付 信 託	0	0.0000	0	0.0000
	有 価 証 券	72,855,637	87.4796	73,855,837	87.6514
	そ の 他	90,000	0.1081	90,000	0.1068
計		83,282,969	100.0000	84,260,825	100.0000

貸付経理

この経理では、退職等年金預託金管理経理からの借入金を原資として、組合員が臨時の支出住宅の建築、教育費等で資金が必要になったとき、組合員の生活の安定を図るため、その資金を低金利で貸し付ける事業を行っています

○ 貸付の種類と状況

(単位：件・千円・%)

種 類	件 数	金 額	割 合
普 通 貸 付	280	215,909	34.09
住 宅 貸 付	住 宅	323,664	51.11
	在 宅 介 護 対 応 住 宅	109	0.02
	小 計	323,773	51.13
災 害 貸 付	家 財	0	0.00
	住 宅	2,041	0.32
	小 計	2,041	0.32
特 別 貸 付	医 療	0	0.00
	入 学	11,142	1.76
	修 学	71,763	11.33
	結 婚	6,554	1.03
	葬 祭	2,112	0.33
	小 計	91,571	14.46
高 額 医 療 貸 付	0	0	0.00
出 産 貸 付	0	0	0.00
合 計	498	633,294	100.00

○ 収支状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
組 合 員 貸 付 金 利 息	7,919	事 務 費 等	3,981
利 息 及 び 配 当 金	0	支 払 利 息	4,914
そ の 他	70	そ の 他	3,402
計	7,989	計	12,297
本 年 度 差 引 損 益 金		△ 4,308	

物資経理

この経理では、組合員に良い品物を安く提供する当組合独自の流通事業であるほか、自動車購入資金の貸付等、生活の向上に役立つことを目的とした事業を行っています。

自動車や物品等をご購入の際にはご活用いただきますようお願いします。

○ 収支状況

(単位：千円)

収 入		支 出	
商 品 売 上	2,886	事 務 費 等	335
受 託 商 品 手 数 料	1,871	商 品 仕 入	2,649
そ の 他	1,485	支 払 利 息	210
計	6,242	そ の 他	3,583
本 年 度 差 引 損 益 金		計	
		6,777	
本 年 度 差 引 損 益 金		△ 535	

～厚生年金保険被保険者の種別等について～

被用者年金一元化（平成27年10月1日施行）により、全ての被用者が厚生年金保険に加入することとされましたが、職種に応じて被保険者の種別が異なります。厚生年金に係る事業（記録の管理、標準報酬の決定・改定、保険料の徴収、保険給付の裁定等）については、厚生年金保険法に定められた実施機関が行うこととされています。地方公務員共済組合の組合員は第3号厚生年金被保険者となり、下記の実施機関において厚生年金に係る事務を行うこととなります。

厚生年金保険の被保険者の種別については、次の表のとおりです。

被保険者の種別	加入する被保険者	実施機関
第1号厚生年金被保険者 （1号厚年被保険者）	第2号～第4号厚生年金被保険者以外の民間被用者等	日本年金機構
第2号厚生年金被保険者 （2号厚年被保険者）	国家公務員共済組合の組合員である厚生年金被保険者	国家公務員共済組合 国家公務員共済組合連合会
第3号厚生年金被保険者 （3号厚年被保険者）	地方公務員共済組合の組合員である厚生年金被保険者	地方公務員共済組合 全国市町村職員共済組合連合会 地方公務員共済組合連合会
第4号厚生年金被保険者 （4号厚年被保険者）	私立学校振興・共済事業団の加入者である厚生年金被保険者	日本私立学校振興・共済事業団

～退職等年金給付に係る給付算定基礎額 残高通知書を送付します～

令和5年5月に「給付算定基礎額」に関する情報を圧着ハガキでご自宅に送付します。

被用者年金制度が一元化されたことに伴い、改正前の共済年金における3階部分（職域部分）は廃止され、新たに退職等年金給付（年金払い退職給付）制度が創設されました。

退職等年金給付（年金払い退職給付）制度は、国民年金・厚生年金といった公的年金とは異なり、将来自分が年金を受給する際に必要な原資を、あらかじめ労使折半による保険料で積み立てる「積立方式」による給付になります。この将来の退職等年金給付の原資となる額を「給付算定基礎額」といいます。

なお、退職等年金給付（年金払い退職給付）制度の概要や給付の計算方法等について詳しく知りたい方は、下記の全国市町村職員共済組合連合会ホームページをご覧ください。

全国市町村職員共済組合連合会ホームページ

<https://ssl.shichousonren.or.jp/>

に ジェネリックかえたらうコラム

今回は、皆様が医療機関等を受診して処方箋を発行された際に、近隣の薬局へ処方箋と併せて持参している「お薬手帳」についてご紹介します！

「お薬手帳」とは、現在服用している薬について、量・日数・方法や副作用を記録したり、アレルギーや過去の病歴、服用後の体調の変化等を記録したりしておくものです。薬が処方された際に、その薬の情報が記載されたシールを手帳に貼付しておくことで、医師や薬剤師等が過去の服薬状況を確認して適切に処方することができます。

「お薬手帳」のメリット♪

①薬剤の重複処方や、飲み合わせによる副作用を防止できる

複数の医療機関等を受診していると、薬の重複処方が発生する場合があります。薬剤師にお薬手帳を提示することで、これらの問題を防ぐように薬を調整してもらうことができます。

②薬剤アレルギーや病歴を把握して薬を処方してもらえる

お薬手帳があれば、薬によるアレルギーの記録も可能となります。薬剤師は患者のアレルギー状況を把握して処方できるため、将来的なアレルギーの発生も防ぐことができます。

③旅行や災害時に役立つ

旅行中の病気や災害等の緊急時に処方薬が必要となった場合、お薬手帳があれば適切な情報を薬剤師に提供して薬を処方してもらうことができます。

④薬代がチョットだけお得になる

過去3か月以内に利用した保険薬局であれば、お薬手帳を提示することで、処方箋1枚につき薬代が約40円（3割負担の場合）安くなります。ただし、初めて利用する薬局では安くないので、かかりつけ薬局を1か所に決めて、いつも持参することで薬代を節約することができます。

「お薬手帳」のデメリット△

①持参することを忘れる・紛失してしまう

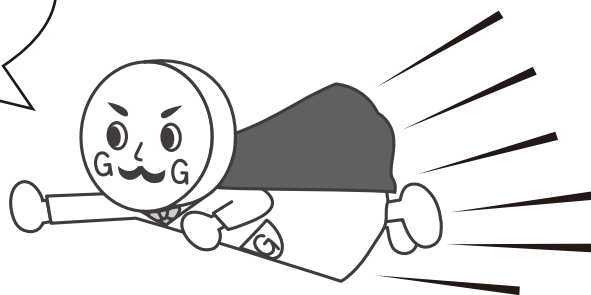
常日頃から携帯しているものではないため、いざ利用したい場面ですぐに準備できない場合が多くなります。また、お薬手帳に貼付するためのシールを持ち帰っても貼り忘れてしまう可能性もあります。

②手帳の冊子が増えてしまい、管理・保管が困難になる

シールを貼付するページがなくなった場合、新たなお薬手帳が交付されますが、冊子が変わることで以前の手帳に記載されていた情報を確認することができなくなってしまいます。

以上、「お薬手帳」のメリット・デメリットをご紹介しました。現在では、電子版の「お薬手帳」アプリも徐々に浸透しています。従来の紙媒体だけではなく、ご自身の使い勝手等を考慮して臨機応変に「お薬手帳」を活用してみましよう！そして、ジェネリック医薬品も併用しながら健康的な身体を維持していきましょう！

お薬手帳は色々な使い方ができるので、手帳にも「ジェネリック希望」シールを貼り付けてね♪



医療費通知書とコラボヘルスについて

○医療費通知書

3月に「医療費通知書」を所属所の共済事務担当者様を通じて配布しました。

組合員及び被扶養者の令和4年7月から12月診療分についてお知らせしています。

こちらには医療機関名や受診者名が記載され、確定申告対応の医療費通知書となっておりますので、医療機関等の領収書に代わり、確定申告用として使用することができます。ただし、こちらには互助会給付が掲載されておりません。互助会給付を受けている場合は、「療養費支給済証明書」の発行をご依頼ください。

※上記の期間に医療機関を受診していない場合、医療費通知書は発行していません。

※医療機関からの請求が共済組合に未達のもの医療費通知書に掲載していません。

○コラボヘルス事業のお知らせ

第2期データヘルス計画も最終年度を迎え、これまでの事業の総まとめの年となり、令和6年度からは予防に重点を置いた第3期データヘルス計画が始まります。

組合員・被扶養者の皆様が在職中だけではなく、退職後も健康にお過ごしいただけるような事業を行ってまいりますので、ご参加とご協力をお願いいたします。

歯科系疾患予防事業

40歳以上の組合員の方に対し、歯周病検査キットを送付します。本年度の対象者は誕生日が6月・7月の方を予定しています。歯や口腔内の健康は、全身の健康につながると言われています。お口の状況を確認し、歯科を定期的に受診しましょう。



禁煙外来に関する事業

令和4年度から新しく開始した事業です。
禁煙を宣言しエントリーをした組合員に対し、禁煙治療の受診が完了、かつ6ヶ月後も禁煙が達成できている場合には、治療にかかった費用の助成及びインセンティブとして5,000円を給付します。さらに12ヶ月間の禁煙を達成された組合員に対し、インセンティブとして10,000円を給付します。



こころの健康相談

カウセリング事業を行っています。相談内容は仕事に限らず、何でもご相談いただけ、相談内容は守秘されます。ご希望する方法（下記参照）でカウンセリングを受けることができますので、お気軽にご利用ください。ホームページでもボタンを設けていますのでご覧ください。

【カウセリング方法】

臨床心理士などの心理カウンセラーによる電話・Web・面談カウンセリング

【カウセリング受付時間】

- (1) 電話 9:00～22:00（年中無休） TEL: 0120-336-234（通話料無料）
- (2) Web 24時間（年中無休） ※返信に数日を要します。

<https://t-pec.jp/websoudan/> ユーザー名 kyosai パスワード 336234

【面談・オンライン面談・電話継続カウセリング予約受付時間】 ※年間5回まで無料

- (1) 電話受付 月～金 9:00～21:00・土 9:00～16:00（日・祝・12月31日～1月3日除く）
- (2) Web 受付 24時間（年中無休） ※受付後、日程調整について電話連絡があります。

糖尿病予防プログラム

昨年度は糖尿病予防を重点として、組合員が令和3年度に受診した人間ドックの検査結果を基にして、「糖尿病」発症リスクの高いと思われる方に参加していただき、生活習慣を見直すことで発症リスクを下げるお手伝いをさせていただきました。

ご参加いただいた皆様にはご好評をいただきましたが、参加者数が限られることから、残念ながら単年度の実施となりました。

糖尿病に限らず、令和4年度の間人ドック等の検査結果により、生活習慣病に対するハイリスク対象者への受診勧奨については今年も行います。通知がお手元に届きましたら、内容をご確認ください。

出産費・家族出産費の支給額変更について

出産費（家族出産費）制度は、組合員または被扶養者が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額が支給される制度です。

令和5年4月1日以降の出産に係る出産費及び家族出産費の支給額が以下の通り変更となりましたので、お知らせします。

◆産科医療補償制度対象分娩ではない場合

408,000円（変更前）→488,000円（変更後）

◆産科医療補償制度対象分娩の場合

420,000円（変更前）→500,000円（変更後）

※産科医療補償制度とは、出産に関連して発症した重度脳性麻痺児の養育に係る経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性麻痺発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提供する制度のことです。

施設利用助成券が新しくなりました

組合員及び被扶養者が、共済組合の指定する施設を利用したとき、共済組合発行の施設利用助成券を使用すれば、利用料金の一部が助成されます。

助成券を使用するとき（公務出張には使用できません）は**組合員証（被扶養者証）の提示が必要となります**ので、組合員証（被扶養者証）を持参の上、助成券と一緒にフロントに提出してください。

* 宿泊施設利用助成券 (りんどう)

* 健康増進施設利用助成券 (濃クリーム)

注 意！！有効期限の満了している助成券はご利用になれませんのでご注意ください。

* 助成券のご利用にあたって… *

- 組合員本人が75歳到達により、後期高齢者医療保険に加入して組合員証を共済組合に返却したとき、施設利用の際に提示するものが今までありませんでしたが、組合員証に代わるものとして「後期高齢者組合員証」を発行することとしました。施設利用の際にはこちらを提示してください
 - 従来から、助成券の不正使用が大きな問題となっています。助成券は割引券ではありませんので、組合員や被扶養者の名前を貸して助成券を使用させたりしないようにしてください。不正使用が判明したときは返還を求めます。
 - 組合員本人以外の被扶養者とは、共済組合認定被扶養者に限ります。後期高齢者医療制度に移行となられた方や共済組合で認定されていない被扶養者の方はご利用になれませんのでご注意ください。
 - 定年等により退職された方の助成券のご利用について
 - ・退職された後は、組合員・被扶養者ともに**ご利用いただけません**。
 - ・任意継続組合員の方は、**ご利用いただけません**。
 - ・現職の組合員の被扶養者になった方は被扶養者として**利用できます**。
 - ・再任用職員等の方で健康保険証が引き続き組合員証の方は**利用できます**。
- ※誤って助成券をご利用になられた場合は、後日、返還を求めます。

共済組合指定宿泊・健康増進施設について

当組合の「宿泊施設利用助成券」を使用できる指定宿泊・健康増進施設の新規契約・休館施設についてお知らせします。

令和5年4月1日から利用できる宿泊施設

○『LOGOS PARK SEASIDE KOCHI SUSAKI』

〒785-0162 高知県須崎市浦ノ内東分2251番地 TEL: 0889-59-0601

※宿泊棟のみ宿泊施設助成対象となります。

令和5年4月1日から利用できる健康増進施設

○『アシズリテルメ』

〒787-0315 高知県土佐清水市足摺岬字東畑1433-3 TEL: 0880-88-0301

令和4年4月1日からも引き続き休館している宿泊施設

○『雲の上のホテル』

〒785-0621 高知県高岡郡梶原町太郎川3799-3 TEL: 0889-65-1100

○『ひまわり荘』

〒880-0867 宮崎県宮崎市瀬頭2-4-5 TEL: 0985-24-5285

宿泊利用助成券はどこで使用できますか？

宿泊利用助成券の裏面に高知県内で利用できる宿泊施設を記載していますが、県外の市町村共済等の宿泊施設でもご利用いただける施設があります。

紙面の関係で県外の施設は記載しておりませんが、共済組合のホームページ「利用できる施設一覧」にご利用いただける宿泊施設及び健康増進施設を掲載しております。旅行計画の際にご覧ください。なお、宿泊利用助成券は宿泊後にご利用いただけません。（※出張では利用できません。）

標準報酬制【随時改定】について

昇給・昇格すると標準報酬月額は3か月後に標準報酬月額が改定されることがあります。

組合員の皆様の標準報酬月額は、原則として毎年定期的に行われる定時決定により決定し、1年間適用されます。しかし、昇給・昇格や異動等により、報酬の額が著しく変動した場合、組合員が実際に受ける報酬と決定されている標準報酬の月額の間隔が生じ、実態にそぐわなくなることがあります。このような隔たりを解消するために標準報酬の月額を改定することを「随時改定」といいます。

Q. 残業が続いた月が3か月連続でありました。標準報酬月額が上がって掛金（保険料）が増えますか？

A. 単に時間外勤務手当が多くなった月が3か月間続いたとしても、随時改定は行われません。昇給や昇格など固定的給与（下記の例示）の変更があった場合に改定が行われる可能性があります。

固定的給与と非固定的給与（例示）

固定的給与	非固定的給与
※勤務実績に関係なく毎月一定額が支給されるもの	※勤務実績に応じて変動するもの
<ul style="list-style-type: none">・給料（給料表の給料月額）・扶養手当・住居手当・初任給調整手当・通勤手当・単身赴任手当・管理職手当	<ul style="list-style-type: none">・特殊勤務手当・時間外勤務手当・宿日直手当・管理職員特別勤務手当・夜間勤務手当・休日勤務手当

Q. 随時改定の要件はどのようなものがありますか？要件に1つでも該当した場合に改定がおこなわれますか？

A. 随時改定の要件は3つあります。その3つ全部に該当したときに随時改定が行われます。

随時改定の要件

1. 固定的給与の変動または給与体系の変更があったとき。
2. 固定的給与に変動が生じた月から継続した3か月ともに支払基礎日が17日以上あるとき。
3. 固定的給与に変動が生じた月から継続した3か月の報酬の平均額をもとに算定した標準報酬月額と現在の標準報酬月額に原則2等級以上の差があるとき。

※2等級以上の差は、固定的給与と報酬平均額（3か月の平均）のいずれも増額したか、いずれも減額した場合に限られます。

随時改定による年間の保険者算定

業務の性質上、例年、季節的に報酬が変動することにより、通常の方法によって随時改定を行うことが著しく不当であると認められる場合で、組合員の同意がある場合に年間平均による保険者算定をすることができます。組合員の同意が得られない場合は、通常の随時改定の算定を行います。

標準報酬制【育児休業等終了時改定】について

育児休業等を終了した組合員が、育児休業等終了日が属する月以後4か月目に標準報酬月額を改定することができます。

組合員が育児休業終了後、勤務時間の短縮等により報酬が下がった場合が想定されます。報酬が下がった条件を限定していないため、時間外勤務手当や通勤手当等が減少した場合も対象となります。また、報酬が上がった場合でも改定を行うことは可能です。

申出がない場合において、固定的給与の変動があった場合は随時改定の対象となります。この場合は現在の標準報酬月額と2等級の差が要件となります。

Q. 育児休業から復職しましたが、残業をすることがなくなりました。
標準報酬月額が下がって掛金（保険料）が減りますか？

A. 育児休業等終了時改定は、固定的給与の変動がなくても改定でき、
1等級の差でも改定できます。

【育児休業等終了時改定】と【随時改定】の違い

	育児休業等終了時改定	随時改定
算定基礎となる期間及び改定月	育児休業等終了日の翌日が属する月以後の3か月を算定の基礎とし4か月目から改定（固定的給与の変動は不要）	固定的給与の変動があった月以後（月の中途に固定的給与の変動があった場合は、変動後の給与が実績として1か月分確保された月以後）の3か月を算定の基礎とし4か月目から改定
支払基礎日数	支払基礎日数が17日未満の月があっても改定できるが、報酬を平均するときはその月を除く 3か月とも17日未満の場合は改定できない	支払基礎日数が17日未満の月がある場合は随時改定を行わない
改定に必要な等級差	1等級差でも改定	原則として2等級以上の差が生じること
届出	組合員からの申出に基づき、所属所から届出	随時改定の要件に該当した場合に、所属所から届出

組合員証・被扶養者証は大事です

新しい年度が始まり、新しく組合員、被扶養者になられた皆様に、所属所からの申請を経て、組合員証や被扶養者証（以下：証）が発行されます。

令和3年10月からマイナンバーカードでも医療機関は受診できるようになりましたが、証はこれ以外にも保健事業の助成制度〔宿泊施設や健康増進施設（プールや入浴料）〕を利用するときに提示が必要です。

○新しい証がお手元に届いたとき

資格を有したときから証を医療機関等へ提示してください。

組合員等になる前の健康保険証がお手元にある場合は、資格喪失手続きを行い、必ず健康保険証を返却してください。

○医療機関等を受診するとき

資格を有したときから、証を医療機関へ提示してください。証がお手元に届く前に前の健康保険証を提示していたときは、可能な限り医療機関へ健康保険証が変わったことをお伝えください。

○共済組合の短期給付制度を受けることができます（下記は主な給付制度です）

給付の種類	支給事由	給付の種類	支給事由
一部負担金払戻金 ・ 家族療養費附加金	医療機関での自己負担額が1件25,000円（※）を超えるときは超える額	療養費 ・ 家族療養費	医師の指示に基づき治療用装具（コルセット等）を購入したときや、組合員証・被扶養者証を使用せずに医療機関を受診したとき等
出産費 ・ 家族出産費	組合員又は被扶養者が出産（妊娠4ヶ月以上の死産を含む。）したとき	埋葬料 ・ 家族埋葬料	組合員又はその被扶養者が死亡したとき
育児休業手当金	組合員が子の育児のために育児休業を取得したとき	介護休業手当金	組合員が2週間以上の介護が必要な家族を介護するために介護休業を取得したとき
災害見舞金	組合員又はその被扶養者の居住する住居又は家財が水震火災等の災害により損害を受けたとき	傷病手当金	組合員が公務によらないケガや病気により休職したとき ※公務災害該当は請求不可

（※）同月の診療月で高額療養に複数該当したとき、または1件21,000円以上の医療費が2件以上あって高額療養費に該当したときは50,000円を超える額。標準報酬月額が53万円以上の場合、1件50,000円。同月複数該当したときは100,000円。（いずれも特例計算を除く。）

○宿泊施設や健康増進施設の助成を受けることができます

助成の種類	支給事由	給付の種類	支給事由
宿泊施設利用助成	共済組合が指定する宿泊施設でチェックインする時に利用助成券を使用すると、お一人1泊1,000円（1,000円未満は実費）が支払額から差し引かれます。	健康増進施設利用助成	共済組合が指定するプールや入浴施設を利用する際に利用助成券を使用すると、利用料の半額（最大500円）が差し引かれます。

ライフプランセミナーを開催しました！！

令和5年2月15日（水）に、野村証券株式会社にご協力いただき、令和4年度ライフプランセミナーを開催しました。

新型コロナウイルスの影響により定員を設けましたが、多くの方にご応募いただきました。「人生100年時代」と言われている中、退職後において「今後の物価上昇や医療費の増加に対し、どれだけの費用が必要となるのか。支給される年金で老後を過ごせるか。」について、野村証券株式会社の専門講師によるライフプランセミナーを開催しました。主に50代の方を対象としておりましたが、20代から40代までの方のご参加もあり、年齢を問わず皆様ご関心を持たれていると感じております。次年度もまた開催に向けて調整させていただきますので、多くの方のご参加をお待ちしております。

☆ 参加者アンケートより ☆

- 早期退職を考えているので、50才からのライフプランを確認できてよかったです。
年金、退職金が確実に減額されるので、貯金・運用等考えさせられました。
- NISA、iDeCoは、名前だけ聞いたことがあるだけで、内容は全くわかっていなかったのですが、わかることができたてよかったです。
シミュレーションも参考になりました。将来を見すえ、しっかり節約をせねばと思いました。
- 退職間近になって、興味の持てる、参考になる内容でした。
- 本日は、セミナーに参加させていただきありがとうございました。
資産運用2%を意識し、ライフプランを立てていきたいと思えます。
- おもしろかったです。
ゆとりのある老後の生活費が、夫婦で36.1万円とは驚きました。デフレの中で、仕事をきてきてインフレの中で、定年を迎えるのは、きついなあと、つくづく思いました。お金っていくらいるんだろう！
- 公務員であるということを前提に医療保険・年金制度のしくみを説明して下さり、またタブレットによって退職後の収入について、具体的な数値を把握することができました。
本日のセミナー iDeCo と NISA について知りたかったことが知識として得ることができたので、とても有意義でした。
- 聴き易かったです。ライフプランへの入力楽しかったし、今迄気付かなかった事に気付くことが出来、勉強になりました。
- あっという間に時間が過ぎていきました。
悩むだけでなく、次の一歩を踏み出してみたいと思いました。
- 今後の生活に活かせる話が聞けました。ありがとうございました。



外に出るのが楽しい 春のお弁当メニュー

小倉望：高知県栄養士会 管理栄養士

外で過ごしやすい季節になると、お弁当を持って出かけるが増えます。自然の中で楽しく食べるお弁当は、心にもエネルギー補給が出来ている気がします。



ひき肉入りの卵焼き

186 kcal、たんぱく質 12.0 g、脂質 11.3 g、食塩相当量 1.2 g

◆材料 / 2人分

鶏ひき肉（できればむね肉）50 g

A：【砂糖 3 g(小さじ1)、みそ 5 g(小さじ1)、しょうゆ 5 cc(小さじ1)】

卵L寸 2個、B：【みりん 10 cc(大さじ2/3)、塩 少々】、油 適量

◆作り方

- ① ひき肉に調味料 A を混ぜ込み、フライパンで炒める。火が通ったら冷まして粗熱を取る。
- ② 卵を割りほぐし、調味料 B を入れてよく混ぜる。
- ③ フライパンを熱して油をひき、だし巻き卵を焼く要領で卵を入れ、①のひき肉を散らしながら巻く。

スナップエンドウのごま和え

45 kcal、たんぱく質 1.4 g、脂質 1.1 g、食塩相当量 0.3 g

◆材料 / 2人分

スナップえんどう 10～15 個(100 g)、人参 15 g

和え衣：【すりごま 4 g(大さじ2/3)、砂糖 3 g(小さじ1)、うす口しょうゆ 6 g(小さじ1)】

◆作り方

- ① スナップえんどうはすじを取る。鍋に湯を沸かし塩少々(分量外)を入れてさっとゆで、食べやすい大きさに斜め切りにする。
- ② 人参は皮をむいて短冊切りにし、軟らかくゆでる。
- ③ 和え衣の材料をよく混ぜる。
- ④ ①～③をボウルで和える。

いちごの米粉ケーキ

121 kcal、たんぱく質 1.1 g、脂質 6.4 g、食塩相当量 0.1 g

◆材料 / 10 個分

いちご(小) 5～6 個、米粉 90 g、ベーキングパウダー 3 g(小さじ1)、塩 少々、卵M寸 1 個

砂糖 60 g、サラダ油(または米油) 60 cc、※あればいちごパウダー 5 g(大さじ1/2)

必要なもの：アルミカップ 8 号

◆作り方

- ① いちごの1/3量を小さい角切り、残りを細くし切りにする。
- ② 米粉とベーキングパウダー、塩を混ぜ合わせておく。
- ③ ボウルに卵を割り入れ、砂糖と油も加えて泡だて器でよく混ぜる。
- ④ ③のボウルに①の角切りにしたいちごと、②を入れて粉っぽさがなくなるまで混ぜる。
- ⑤ ④をアルミカップの6分目まで入れ、上にくし切りのいちごをのせて、180℃に予熱したオーブンで15分焼く。

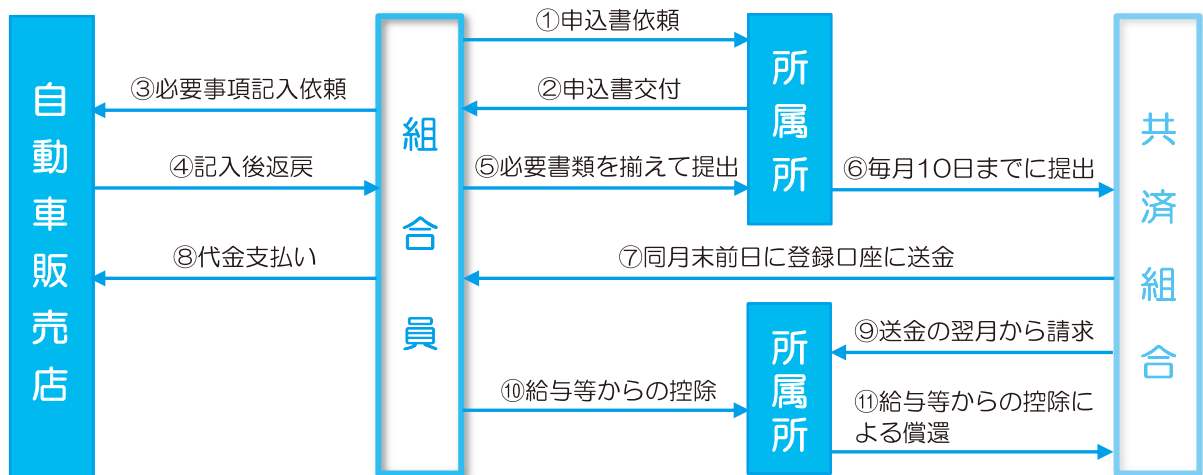


自動車等の購入には物資事業をご利用ください！

物資事業の自動車購買立替制度は、組合員の方が自動車・自動二輪車を購入する場合、共済組合が立替払いをし、組合員（任意継続組合員、継続長期組合員は除く）の方は給与からの控除によって分割して償還する制度です。

300万円まで申し込み可能です。自動車・自動二輪車の購入をお考えの方は、自動車購買立替制度をぜひご利用ください。

■ ご利用方法



- ①②所属所の共済事務担当者から「自動車購買立替申込・契約書」をもらってください。
- ③④自動車販売店が自動車購買立替申込書・契約書内の「自動車販売受注証明書」欄と「立替契約書」欄に記入・押印後、組合員へ戻します。
- ⑤組合員が自動車購買立替申込・契約書に記入・押印後、必要書類を揃えて所属所に提出してください。
- ⑥所属所は提出された必要書類の内容を確認し、毎月10日までに共済組合に必要書類一式を提出します。
- ⑦共済組合は審査した後、同月末1営業日前に組合員の共済組合登録口座に送金します。
- ⑧組合員から自動車販売店に代金を支払ってください。
- ⑨⑩⑪立替の翌月から給与控除による償還が始まります。

■ 必要書類について

「ご利用方法」の⑤で必要な書類は次のとおりです。

- * 自動車購買立替申込・契約書
- * 自動車検査証
- * 見積書 または 契約書
- * 印鑑登録証明書

（申込金額が50万円を超えるときは、連帯保証人の印鑑登録証明書も必要です）

- * ※戸籍抄本（使用者が配偶者名義の場合のみ必要です）

■ 審査内容について

自動車購買立替申込書等を受理したら、次の内容を審査したうえで送金します。

- * 申込金額が組合員の利用限度額を超えていないか。

物資の購買立替残高がある方は、すべての購買立替残高の350万円以内となります。

- * 申込金額が見積額を超えていないか。

実際にかかる費用を超えての立替を行うことはできません。

- * 毎月償還額が給与月額30%を超えていないか。

- * 連帯保証人が組合員か。

申込金額が50万円を超える場合は連帯保証人を立てていただきます。連帯保証人は組合員期間1年以上の組合員（任意継続組合員、継続長期組合員、任期の定めのある組合員は除く）に限ります。

- * 自動車登録後2ヶ月以内か。

- * 自動車等の使用者が組合員または組合員の配偶者か。

組合員名義ですでに立替を受けている方でも、配偶者名義のものであれば申し込みできます。

■ 立替金の償還について

立替金の償還は、送金日の翌月から給与天引きによる償還が始まります。

償還については次のとおりです。

- * 元利均等による償還 (年利1.8%) ※令和5年4月1日現在

毎月均等払いかボーナス併用払いのどちらかを選択していただきます。

- * 償還回数

償還回数は72回（6年）以内で設定していただきます。

- * 一括償還

未償還残高の一括償還を希望される方は共済組合または所属所の共済事務担当者に未償還残高等お問い合わせください。また、組合員資格を喪失されたときに未償還残高がある場合には、退職手当金から未償還残高を控除し償還していただくこととなります。

■ 自動車購買立替償還表（抜粋）

[毎月均等払い]

立替金額 \ 償還回数	36回	48回	60回	72回
100万円	28,555	21,608	17,440	14,663
200万円	57,111	43,216	34,881	29,326
300万円	85,666	64,824	52,321	43,988

[ボーナス併用払い]

立替金額 \ 償還回数	36回		48回		60回		72回	
	毎月	ボーナス	毎月	ボーナス	毎月	ボーナス	毎月	ボーナス
100万円	17,133	68,782	12,965	52,046	10,464	42,007	8,798	35,315
200万円	34,266	137,565	25,930	104,092	20,928	84,013	17,595	70,631
300万円	51,400	206,347	38,894	156,138	31,393	126,020	26,393	105,946

お問合せ先

総務課 福祉係

TEL 088-823-3215



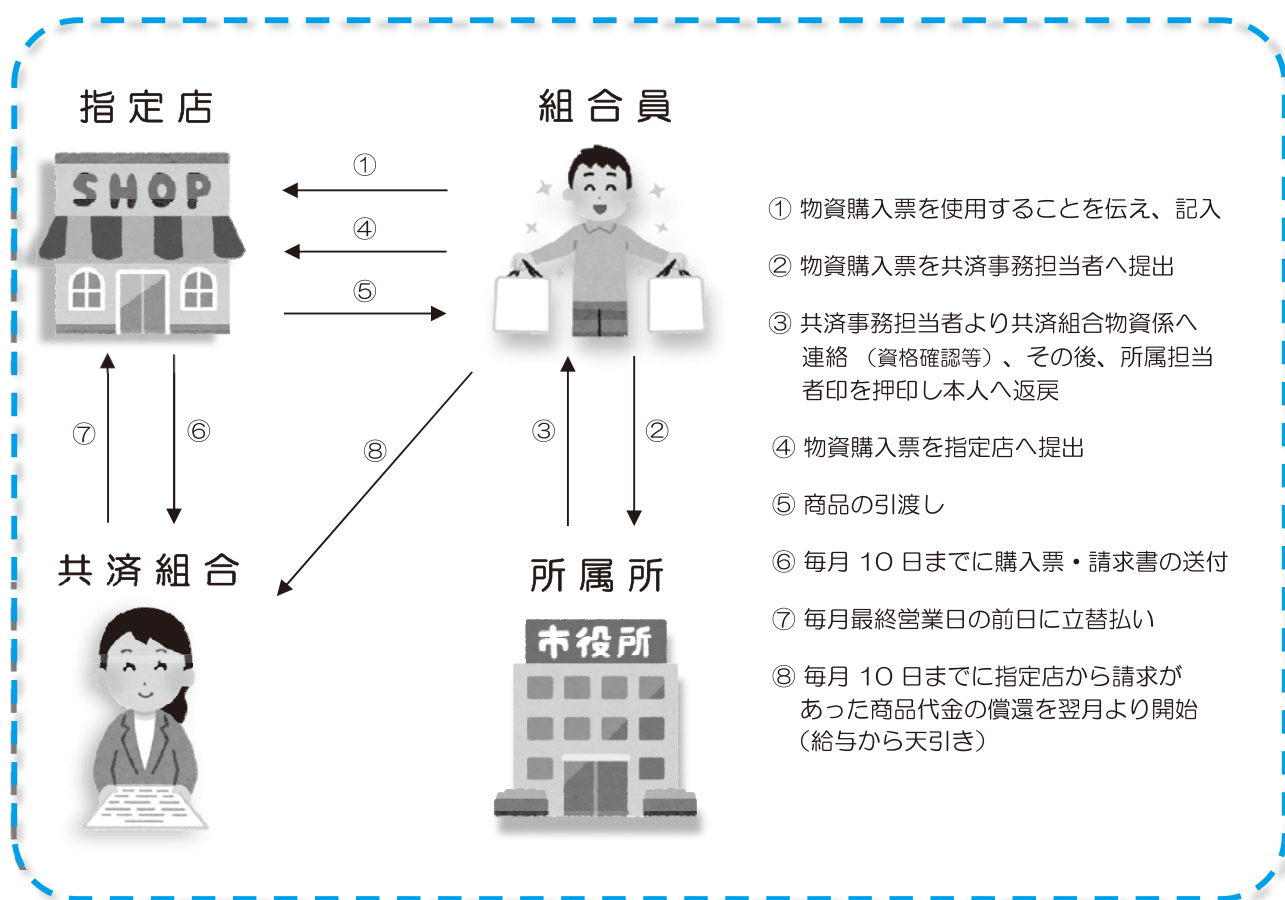
共済組合の指定店でお買い物しませんか？

組合員の皆様が共済組合と契約している指定店から商品を購入する際に、購入代金を当組合が立替払いし、皆様は共済組合へ月々返済（給与控除）をしていただく仕組みとなっております。

主な内容は以下のとおりです。是非ご利用ください。

- 組合員（任意継続組合員、継続長期組合員は除く）であればどなたでもご利用可能です。
- 一回の利用限度額は 100 万円。ただし、その購入残高は 150 万円までです。
- 購入額が 50 万円を超えるときには、連帯保証人（組合員期間 1 年以上の組合員）を立てていただきます。
- 償還方法は毎月均等払い、ボーナス併用払いのいずれかを選択いただけます。
※給与月額に対する毎月の償還額の割合が 30 %を超えるときはご利用いただけません。
- 下記取扱品目の購入利用は無金利です(自動車購買立替は除く)。
- 取扱品目
電気製品、洋服、貴金属、宝石、時計、メガネ、靴、寝具、電解水素水整水器、葬祭等
※共済組合指定店については、次頁をご覧ください。

○ 利用方法


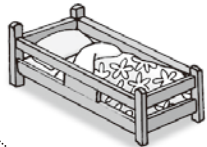


＊ 共済組合指定店一覧表 ＊

令和5年4月1日現在（11店舗）

取扱物資名	指定店名	代表者名	住所・電話番号
電気製品	有限会社 丸栄ストアー	吉岡 求	高知市桜井町1-5-13 (088)883-3700
電気製品	四国家電株式会社（ベスト電器）	中山 正彦	高知市知寄町2-1-29 (088)885-5757
洋服	はるやま商事 株式会社	治山 正史	知市東城山町68-1 (088)831-1129
洋服	青山商事株式会社（洋服の青山）	青山 理	高知市薊野西町3-18-18 (088)845-5010
貴金属	有限会社 ジュエリーさかい	境 泰雅	高知市稲荷町5-10 (088)883-1487
貴金属	ジュエリーモリタ	森田 哲夫	香美市土佐山田町杉田601-2 (0887)52-3033
貴金属	ジュエリー田内	田内 章	高知市大川筋1-3-34 (088)823-1117
貴金属・宝石・時計	有限会社 植田十字堂	植田 詩郎	高知市山ノ端町64-2 (088)872-4938
寝具	東洋羽毛中四国販売 株式会社	永岩 謙一	松山市井門町21番地1 0120-233107
電解水素水 整水器	株式会社 日本トリム	實藤 達夫	高知市本町4-1-16 高知電気ビル8F (088)856-6220
その他	有限会社 ティーカンパニー 「マザーズキッチン」	豊永 俊雄	高知市一ツ橋町1-180 (088)872-9277

* 洋服の青山商事とはるやま商事でのご購入は現金のみの取り扱いとなり、共済組合の立替払いはご利用できません。






〈購入例〉 指定店で240,000円の冷蔵庫を購入し、毎月均等払いとするとき。

〈償還例〉 10,000円×24回払い=240,000円

*ボーナス併用払いも選択いただけます。

*償還回数は自由に設定していただけますが、上限回数は購入額によって異なります。

購入額		償還回数
1,000円以上	50,000円以下	12回以内
50,001円以上	300,000円以下	24回以内
300,001円以上	1,000,000円以下	36回以内

※※貯金係からご案内※※

毎月の給料やボーナスから控除される、便利な積立貯金をご存知ですか？
この機会にぜひ、加入をご検討ください。加入については共済組合まで
お問い合わせください。

年利 **0.75%**

積立方法

- ◆定例積立
 - ◆賞与（ボーナス）積立
 - ◆臨時積立…随時預入れ可能。（銀行振込）
- } 給料、賞与（ボーナス）から控除

※四国銀行・高知銀行から手数料無料で送金できる共済貯金専用の振込用紙をご利用ください。
振込用紙は所属所の共済組合事務担当係にあります。

一部払戻

「積立貯金一部払戻請求書」に必要事項を記入、押印し、所属所の共済組合事務担当係へ提出してください。

- ◆一部払戻：毎月2回設定 ※どちらか1回のみ
- ◆送金先：共済組合へ登録されている口座
- ◆締切日と送金日：公式HPでご確認ください。

（注意）締切日は当日必着完備の取扱いとなります。不備による再提出が締切日を過ぎた場合次回に繰り下げとなりますので、お急ぎの場合などは早めの提出をお願いします。

※書類不備例：お届出印と相違・印が不鮮明・残高不足・金額訂正等です。確認のうえ、送付ください。

4月に「貯金現在残高通知書」を送付します

積立貯金加入者の皆様へ、年2回（4、10月）「貯金現在残高通知書」を発行しております。

今回お届けする通知書には、10～3月分の共済貯金の積立額等を記載しておりますのでご確認ください。

【ご注意】

お問合せで多い質問が、「積立額の合計が少ないのでは？」ということですが、明細の種別の中で「一部払戻」がある場合、その金額はマイナス計算してください。

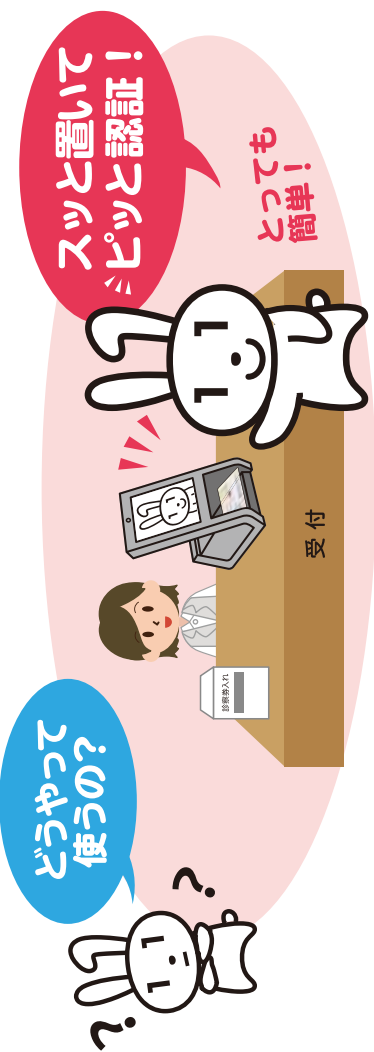
例)

貯金現在残高通知書		令和5年4月 ○○日作成	
積立貯金の		期中の合計積立額 (積立額合計-払戻額合計) 10~3月分	期中分の利息額 (半年複利・日割り)
残高通知書をご送付申し上げますので、ご査収ください。		利息に対する税額 (国税15.315%+地方税5%)	
氏名 共済花子様			
税区分 課税	5.3.31の残高 円 477,096	=	4.9.30の残高 円 201,225
		+	差引積立額 円 275,000
		+	税込利息額 円 1,092
		-	所得税額 円 221
決算日	利率 (%)	税率 (%)	非課税限度額 (万円)
5.3.31	0.75	20.315	
お積立等明細			
日付	種別	金額(円)	日付
4.10.25	定例積立	15,000	
4.11.25	定例積立	15,000	
4.11.25	一部払戻	100,000	
4.12.25	賞与積立	35,000	
4.12.25	定例積立	15,000	
5.1.17	臨時積立	250,000	
5.1.25	定例積立	15,000	
5.2.25	定例積立	15,000	
5.3.25	定例積立	15,000	
期中入払			
定例積立		毎月の給料から一定額を天引きしています。	
賞与積立		6、12月のボーナスから一定額を天引きしています。	
一部払戻		期中に出金があったものが表示されます。	
(注)今期中の払出額が積立額より多い場合は、差引積立額がマイナスとなります。			

マイナンバーカードが健康保険証

として利用できます!

※従来の健康保険証が利用できなくなってしまう場合があります。



1 マイナンバーカードをカードリーダーに置く

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。

2 オンラインであなたの医療保険資格を確認!

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

スツと置いてスピッと認証!

とっても簡単!

利用申込はカンタン!



※2021年6月より来庁サインは要する予定です。

(*)子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップできたり、行政からお知らせを受け取ることができている専用サイトです。



マイナンバー(12桁の数字)は使いません!

マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー(12桁の数字)は使われません。



ICチップには、受診歴や薬剤情報などの個人情報も記録されません。

POINT 1 より良い医療が可能に!

本人が同意をすれば、初めての医療機関でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有でき、より適切な医療を受けられるようになります。
※特定健診情報の閲覧は、医療保険者によって開始時期が異なります。

※薬剤情報の閲覧は2021年10月開始。



POINT 2 自身の健康管理に役立つ!

マイナンバーで、2021年10月までに、自分の特定健診情報を順次閲覧できるようになり、2021年10月から自分の薬剤情報を閲覧できるようになります。
※特定健診情報の閲覧は、医療保険者によって開始時期が異なります。



POINT 3 オンラインで医療費控除がより簡単に!

マイナンバーで、2021年11月から自分の医療費通知情報が見られるようになります。また、2021年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続きで、マイナンバーを通じて医療費通知情報の自動入力が可能となります。



POINT 4 手続きなしで限度額を越える一時的な支払が不要!

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。
※自治体独自の医療費助成等については、書類の持参が必要です。



POINT 5 医療保険の資格確認がスムーズに!

カードリーダーで顔写真を確認すれば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受け付けにおける事務処理の効率化が期待できます。



POINT 6 医療費の事務コストの削減!

医療保険の請求誤り等が減少することから、医療保険者等の事務処理コストが削減でき、持続可能な制度運営につながる見込みです。



POINT 7 健康保険証としてずっと使える!

就職や転職、引越しても、マイナンバーカードを健康保険証としてずっと使うことができます。
医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。



